

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	子ども園在園児（4，5歳児）の住基異動データ抽出について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：教育委員会事務局学校運営課幼稚園係）

事業の概要

事業名	子ども園在園児（４、５歳児）の住基データ抽出について
担当課	教育委員会学校運営課
目的	子ども園在園者（４、５歳児）の転出等把握のため
対象者	子ども園在園児（４、５歳児）及びその保護者
事業内容	<p>子ども園の就園要件として、区立幼稚園と同様に新宿区に住民登録があることとしている。しかし、現在は住基データの異動確認をするためには、端末で一人ひとり確認しなければならず、転出等で入園資格を失っている場合の把握ができていない。</p> <p>適正な就園事務の遂行のため、子ども園４、５歳児及びその保護者を区立幼稚園と同様に異動者データ確認リストの出力によって管理する必要がある。</p>

件名 子ども園在園児(4、5歳児)の住基異動データ抽出 について

保有課(担当課)	教育委員会事務局学校運営課
登録業務の名称	子ども園
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区立子ども園の在園者(4、5歳児)及びその保護者(0～3歳については、保育園システムで管理している。)</p> <p>2 記録項目 住民番号・氏名・異動日・届出日・異動事由・変更内容・変更後住所・変更前住所</p> <p>3 記録するコンピュータ 中央電子計算組織(情報政策課 ホストコンピュータ)</p>
新規開発・追加・変更の理由	子ども園の就園要件として区立幼稚園と同様に住所要件があるが、現在は住基データの確認をしていないため転出等で資格を失っている場合の把握ができていないため
新規開発・追加・変更の内容	<p>子ども園4、5歳児及びその保護者の住民番号を入園時に登録し、住基異動データと突合して結果データを出力する。</p> <p>異動のあった園児及び保護者の住民番号・氏名・異動日・届出日・異動事由・変更内容・変更後住所・変更前住所を毎月印刷する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	平成21年度入園児(進級児を含む)処理から